

中医協 検-1-9  
20.7.9

診療報酬改定結果検証に係る特別調査（平成19年度調査）

## 後発医薬品の使用状況調査

### 報告書

◆ ◇ 目 次 ◇ ◆

1. 目的 .....	1
2. 調査対象 .....	1
3. 調査方法 .....	1
4. 調査項目 .....	2
5. 結果概要 .....	3
(1) 回収の状況 .....	3
(2) 保険薬局調査の結果概要 .....	4
① 薬局の属性 .....	4
② 取り扱い処方せんの状況（平成19年7月1か月分） .....	10
③ 取り扱い処方せんの状況（平成19年7月の1週間分） .....	14
④ 後発医薬品への対応状況（平成19年7月） .....	16
⑤ 医薬品の備蓄状況（平成18年10月と平成19年7月） .....	21
⑥ 後発医薬品への変更を進めるための条件 .....	25
⑦ 後発医薬品に変更して調剤した処方せんに係る薬剤料の状況 .....	26
⑧ 後発医薬品の使用にあたっての問題点・課題等 .....	27
(3) 診療所・病院・医師調査の結果概要 .....	30
① 診療所の施設属性 .....	30
② 病院の施設属性 .....	31
③ 医師の属性 .....	34
④ 診療所・病院の診療体制 .....	36
⑤ 診療所・病院における医薬品の備蓄状況 .....	36
⑥ 入院患者に対する後発医薬品の使用状況等 .....	38
⑦ 院外処方における後発医薬品の使用状況 .....	41
⑧ 医師における後発医薬品使用に関する意識等 .....	46
⑨ 保険薬局で後発医薬品へ変更した場合の情報提供に関する医師の意向 .....	48
⑩ 診療所における後発医薬品の使用にあたっての問題点・課題等 .....	50
⑪ 病院における後発医薬品の使用にあたっての問題点・課題等 .....	52
⑫ 病院の医師における後発医薬品の使用にあたっての問題点・課題等 .....	54
6. まとめ .....	56

## 1. 目的

平成 18 年 4 月の診療報酬改定では、後発医薬品の使用促進に関わる環境整備を図る観点から、処方せんの様式が変更された。具体的には、先発医薬品の銘柄名を記載した処方せんを交付した医師が、後発医薬品に変更して差し支えない旨の意思表示を行いやすくするため、「備考」欄中に新たに「後発医薬品への変更可」のチェック欄が設けられた。

本調査では、処方せん様式の変更について、後発医薬品の使用状況や、後発医薬品の使用に関する医療機関・医師の意識、後発医薬品の使用が進まない理由等を把握し、平成 18 年度診療報酬改定の結果を検証することを目的とした。

## 2. 調査対象

本調査では、「保険薬局調査」「診療所調査」「病院調査」「医師調査」の 4 つの調査を実施した。各調査の対象は、次のとおりである。

- 保険薬局調査：全国の保険薬局の中から層化無作為抽出（都道府県別、法人・個人別）により抽出した 1,000 施設。
- 診療所調査：全国の一般診療所の中から無作為に抽出した 2,000 施設。
- 病院調査：全国の病院の中から無作為に抽出した 1,000 施設。
- 医師調査：上記「病院調査」の対象施設に勤務する、診療科の異なる 2 名の医師。

## 3. 調査方法

本調査は、対象施設・医師が記入する自記式調査票の郵送配布・回収により行った。保険薬局調査については、施設属性、処方せん枚数等をたずねる「様式 1」と、実際に調剤した薬剤料をたずねる「様式 2」の 2 種類の調査票を配布した。

診療所調査については、施設の概況や院外処方せんの発行状況、後発医薬品の使用状況と使用に関する意識、後発医薬品を使用する上での課題等をたずねる「診療所票」を配布した。

病院調査については、施設の概況や院外処方せんの発行状況、入院患者に対する後発医薬品の使用状況、後発医薬品を使用する上での課題をたずねる「病院票」を配布した。

医師調査については、医師に後発医薬品の使用状況と使用に関する意識等をたずねる「医師票」を配布した。配布に際しては、上記の病院調査の対象施設を通じて行ったが、回収は、各医師から本調査事務局宛の返信用専用封筒（切手不要）にて直接回収した。

調査実施時期は平成 19 年 7 月～8 月とした。

#### 4. 調査項目

本調査の主な項目は次のとおりである。

調査区分	種類	主な内容
保険薬局調査	様式1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地、組織形態、職員数</li> <li>・調剤基本料の種類、基準調剤加算の有無</li> <li>・主たる処方せん発行医療機関、特定の医療機関に係る処方せん割合</li> <li>・1か月間の取り扱い処方せん枚数及び「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せん枚数、実際に後発医薬品に変更した処方せん枚数</li> <li>・後発医薬品への対応状況等（後発医薬品についての説明を行った患者の割合、説明時間、後発医薬品の備蓄品目数）</li> <li>・後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合、在庫がなく後発医薬品に変更できなかった患者の割合</li> <li>・後発医薬品への変更を進める上での課題</li> <li>・後発医薬品を使用する上での問題点・課題等</li> </ul>
	様式2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処方せんへの記載銘柄に基づき調剤した場合の薬剤料及び実際に調剤した薬剤料等</li> </ul>
診療所調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性（性別、年齢、担当診療科）</li> <li>・施設の概要（所在地、開設者、種別、主たる診療科、医師数・薬剤師数、医薬品備蓄品目数）</li> <li>・入院患者に対する後発医薬品の使用状況等（1か月間の延べ在院患者数、後発医薬品の使用状況、後発医薬品使用に際しての問題発生の有無）</li> <li>・院外処方せん発行の有無</li> <li>・外来診療の状況等（1か月間の外来診療実日数及び外来延べ患者数、院外処方せん発行枚数、うち後発医薬品を含む処方せんの枚数）</li> <li>・後発医薬品の使用状況（「後発医薬品への変更可」欄に署名した処方せんの発行の有無、うち患者の希望によるものの割合、後発医薬品に関心のある患者の割合、後発医薬品の処方割合）</li> <li>・後発医薬品の使用に関する意識等（後発医薬品の薬事承認に必要なデータについての知識、後発医薬品の処方に関する意識、処方しない場合の理由）</li> <li>・保険薬局からの情報提供に関する意向（望ましい情報伝達方法、タイミング、入手したい情報）</li> <li>・後発医薬品を使用する上での問題点・課題等</li> </ul>
病院調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の概要（所在地、開設者、許可病床数、種別、DPC対応の状況、特定入院料の状況、医師数・薬剤師数、医薬品備蓄品目数）</li> <li>・外来の処方に際しての後発医薬品の使用に関する施設の方針</li> <li>・入院患者に対する後発医薬品の使用状況（1か月間の延べ在院患者数、後発医薬品の使用状況、後発医薬品使用に際しての問題発生の有無）等</li> </ul>
医師調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性（性別、年齢、担当診療科）</li> <li>・後発医薬品の使用状況（「後発医薬品への変更可」欄に署名した処方せんの発行の有無、うち患者の希望によるものの割合、後発医薬品に関心のある患者の割合、後発医薬品の処方割合）</li> <li>・後発医薬品の使用に関する意識等（後発医薬品の薬事承認に必要なデータについての知識、後発医薬品の処方に関する意識、処方しない場合の理由）</li> <li>・保険薬局からの情報提供に関する意向（望ましい情報伝達方法、タイミング、入手したい情報）</li> <li>・後発医薬品を使用する上での問題点・課題等</li> </ul>

## 5. 結果概要

### (1) 回収の状況

保険薬局調査の様式1の回収数（施設数）は583件、回収率は58.3%であった。また、様式2に記載された有効処方せん枚数は、209薬局分の1,838枚であった。

診療所調査の回収数（施設数）は688件、回収率34.4%であった。

病院調査の回収数（施設数）は、408件、回収率40.8%であった。また、医師調査の有効回答人数は651人であった。

図表 1 回収の状況

調査区分	有効回収数	有効回収率
①保険薬局調査		
保険薬局数(様式1)	583	58.3%
様式2に記載された処方せん枚数(209薬局分)	1,838	—
②診療所調査		
一般診療所数	688	34.4%
③病院調査		
病院数	408	40.8%
④医師調査		
医師数	651	—

## (2) 保険薬局調査の結果概要

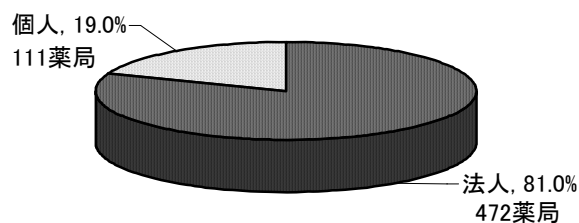
### ① 薬局の属性

#### 1) 組織形態

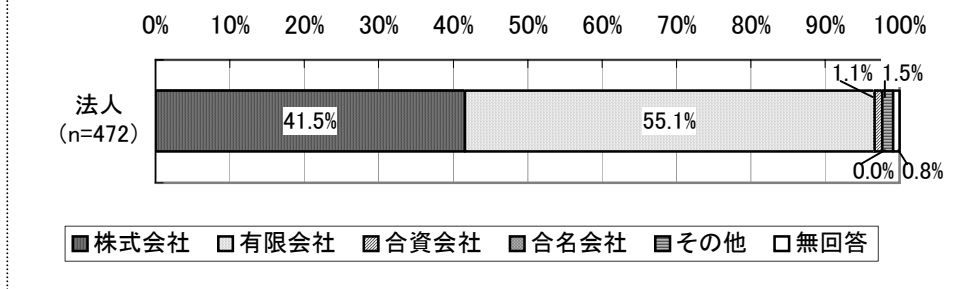
薬局の組織形態（法人・個人別）についてみると、「法人」が 81.0%、「個人」が 19.0%であった。

法人の種類は、「有限会社」（法人薬局の 55.1%）が最も多く、次いで「株式会社」（同 41.5%）であった。

図表 2 組織形態（法人・個人別）（n=583）



図表 3 法人薬局の内訳（n=472）



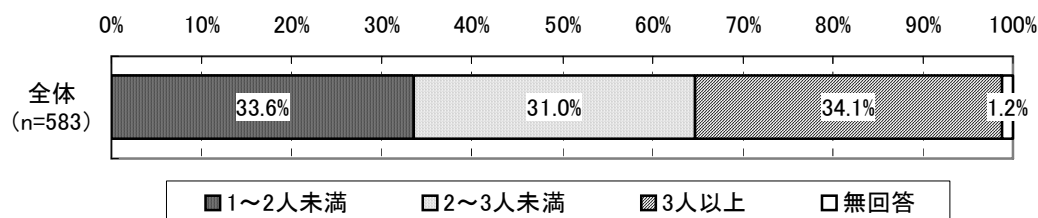
## 2) 職員数

### i) 薬剤師

薬剤師の職員数（常勤換算）についてみると、「3人以上」（34.1%）が最も多かったが、「1～2人未満」（33.6%）および「2～3人未満」（31.0%）についても30%台前半で、ほぼ同程度であった。

1 薬局当たりの職員数（常勤換算）についてみると、薬剤師の平均人数は2.5人（標準偏差2.0、中央値2.0）であった。

図表 4 薬剤師の職員数（常勤換算）



(注) 常勤換算は、次の計算式で算出した。また、常勤換算後の職員数は整数（小数点以下四捨五入）とした。

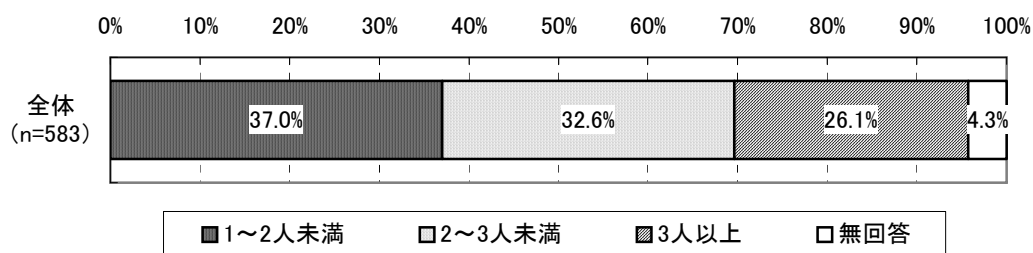
- ・ 1週間に数回勤務の場合：(非常勤職員の1週間の勤務時間) ÷ (貴薬局が定めている常勤職員の1週間の勤務時間)
- ・ 1か月に数回勤務の場合：(非常勤職員の1か月の勤務時間) ÷ (貴薬局が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)

ii) その他（事務職員等）

薬剤師以外のその他（事務職員等）の職員数（常勤換算）についてみると、「1～2人未満」（37.0%）が最も多く、次いで「2～3人未満」（32.6%）、「3人以上」（26.1%）となった。

1 薬局当たりの職員数（常勤換算）についてみると、その他（事務職員等）の平均人数は2.1人（標準偏差 1.8、中央値 2.0）であった。

図表 5 その他（事務職員等）の職員数（常勤換算）



(注) 常勤換算は、次の計算式で算出した。また、常勤換算後の職員数は整数（小数点以下四捨五入）とした。

- ・ 1週間に数回勤務の場合：(非常勤職員の1週間の勤務時間) ÷ (貴薬局が定めている常勤職員の1週間の勤務時間)
- ・ 1か月に数回勤務の場合：(非常勤職員の1か月の勤務時間) ÷ (貴薬局が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)

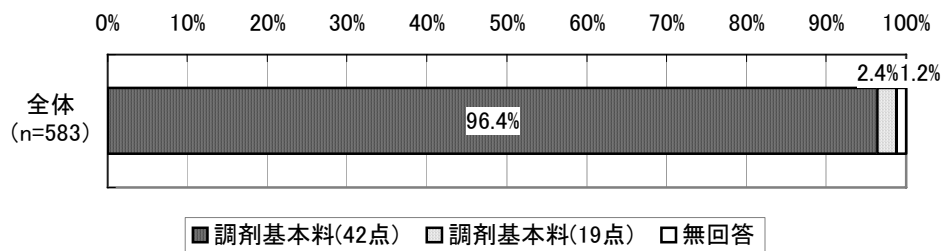


### 3) 調剤の状況等

#### i) 調剤基本料

調剤基本料についてみると、「調剤基本料（42点）」が96.4%、「調剤基本料（19点）」が2.4%であった。

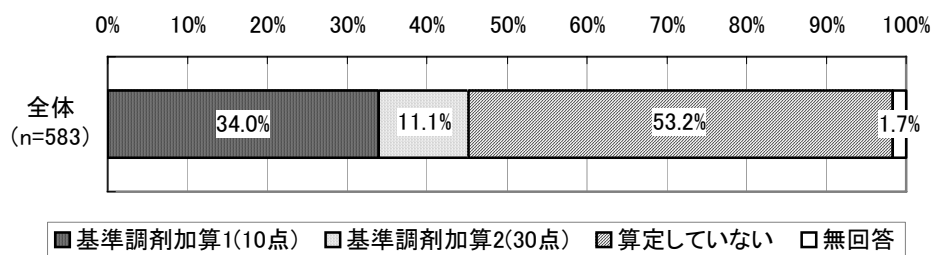
図表 6 調剤基本料



#### ii) 基準調剤加算

基準調剤加算についてみると、「基準調剤加算 1（10点）」が34.0%、「基準調剤加算 2（30点）」が11.1%であった。基準調剤加算を「算定していない」が53.2%であった。

図表 7 基準調剤加算



#### 4) 処方せん発行医療機関

##### i) 処方せん発行医療機関数

薬局で受け付けている処方せんの発行医療機関数についてみると、1 薬局あたりの平均は 31.7 件（標準偏差 37.5、中央値 21.0）であった。このうち「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんの発行をしている医療機関数は、平均 6.2 件（標準偏差 10.2、中央値 3.0）であった。

図表 8 処方せん発行医療機関数 (n=538)

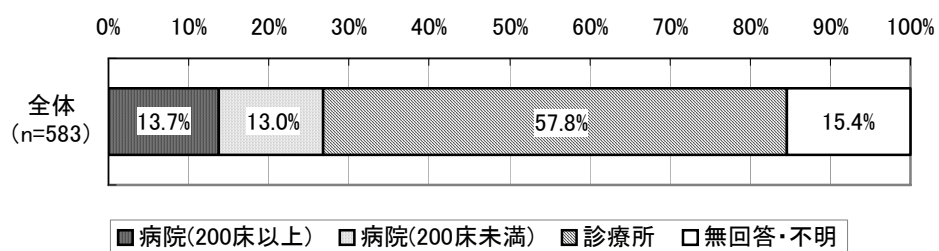
	平均値	標準偏差	中央値
処方せん発行医療機関数(件)	31.7	37.5	21.0
「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんの発行医療機関数(件)	6.2	10.2	3.0

(注) 無回答 44 件と無効 1 件を除いた、有効回答 538 件での集計値。

##### ii) 主な処方せん発行医療機関

主な処方せん発行医療機関種別についてみると、「診療所」(57.8%) が最も多く、次いで「病院 (200 床以上)」(13.7%)、「病院 (200 床未満)」(13.0%) であった。

図表 9 主な処方せん発行医療機関種別

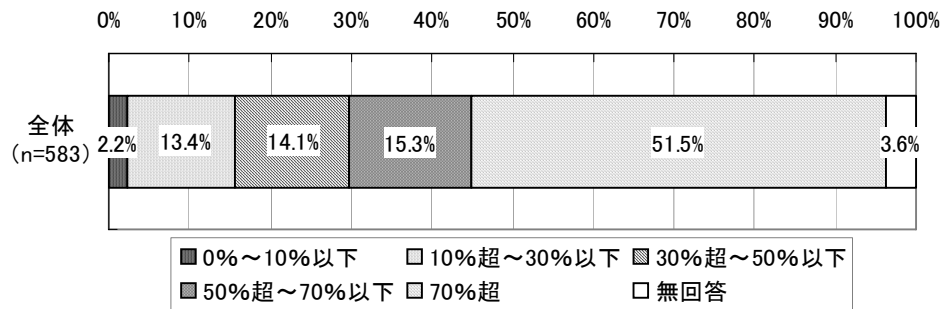


(注) 「無回答・不明」には、主な処方せん発行医療機関種別を複数選択した施設が含まれる。

### iii) 特定の保険医療機関に係る処方せん割合（最も多いもの）

特定の保険医療機関に係る処方せん割合（最も多いもの）についてみると、「70%超」（51.5%）が最も多く、次いで「50%超～70%以下」（15.3%）、「30%超～50%以下」（14.1%）、「10%超～30%以下」（13.4%）であった。平均は 67.9%（標準偏差 30.4、中央値 75.5）であった。

図表 10 特定の保険医療機関に係る処方せん割合（最も多いもの）



(注) 特定の保険医療機関に係る処方せん割合は、次の計算式による。

(当該薬局で受付枚数が最も多い医療機関が発行した処方せんの受付枚数)

÷ (当該薬局での受付処方せん枚数の総数)

② 取り扱い処方せん状況（平成19年7月1か月分）

1) 取り扱い処方せん枚数

取り扱い処方せん枚数について、平成19年7月の1か月全体の取り扱い処方せん総計（755,545枚）の内訳と、平成19年7月の1か月のうち7月23日から7月29日の1週間分の取り扱い処方せん総計（178,211枚）の内訳をまとめた。

図表 11 取り扱い処方せん枚数

	平成19年7月	
	(ア)1か月全体の取り扱い処方せん枚数 薬局数 n=576	(イ)うち、7/23～7/29の取り扱い処方せん枚数 薬局数 n=574
① すべての取り扱い処方せん枚数	755,545	178,211
② ①のうち、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せん枚数	131,337	31,249
③ ②のうち、実際に後発医薬品に変更した処方せん枚数(1品目でも変更した場合を含む)	10,709	2,538
④ ③のうち、後発医薬品情報提供料を算定した処方せん枚数	3,168	764
⑤ ②のうち、処方せんに記載されたすべての銘柄について後発医薬品が薬価収載されていないために、後発医薬品に変更することができない処方せん枚数(後発医薬品のみが記載された処方せんを含む)	14,504	3,541
⑥ ②のうち、「後発医薬品についての説明」を行ったにもかかわらず、患者が希望しなかったために、後発医薬品に変更することができなかった処方せん枚数		2,886
⑦ ①のうち、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がなく、後発医薬品を銘柄指定している処方せん枚数		39,332

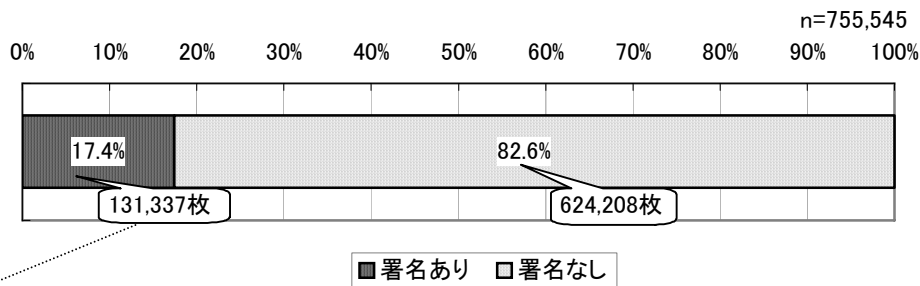
(注) 「後発医薬品についての説明」とは、後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。

## 2) 後発医薬品への変更割合（処方せん枚数ベース）

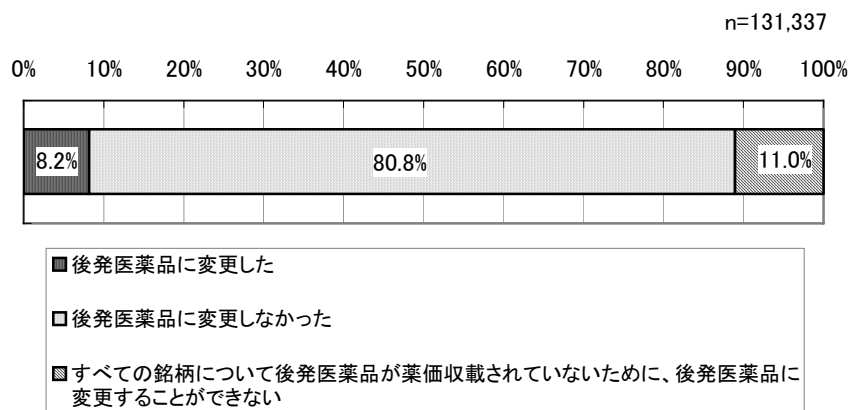
平成 19 年 7 月 1 か月分のすべての取り扱い処方せん 755,545 枚における「後発医薬品への変更可」欄への処方医の署名の有無についてみると、「署名あり」が 17.4% (131,337 枚)、「署名なし」が 82.6% (624,208 枚) であった。

「署名あり」の 131,337 枚のうち、実際に「後発医薬品に変更した」処方せんは 8.2% であった。「すべての銘柄について後発医薬品が薬価収載されていないために、後発医薬品に変更することができない」処方せんが 11.0% であった。それ以外の理由で「後発医薬品に変更しなかった」処方せんは、80.8% であった。

図表 12 すべての処方せんにおける、「後発医薬品への変更可」欄への処方医の署名の有無  
(平成 19 年 7 月 1 か月分の処方せんベース)



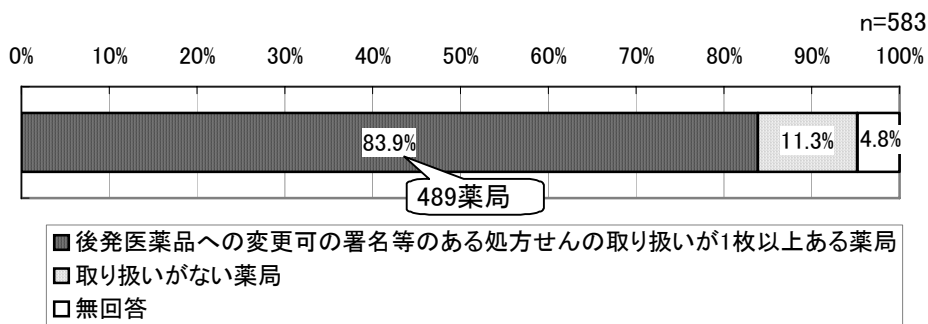
図表 13 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せん  
(n=131,337) における、後発医薬品への変更状況  
(平成 19 年 7 月 1 か月分の処方せんベース)



### 3) 後発医薬品への変更割合（薬局数ベース）

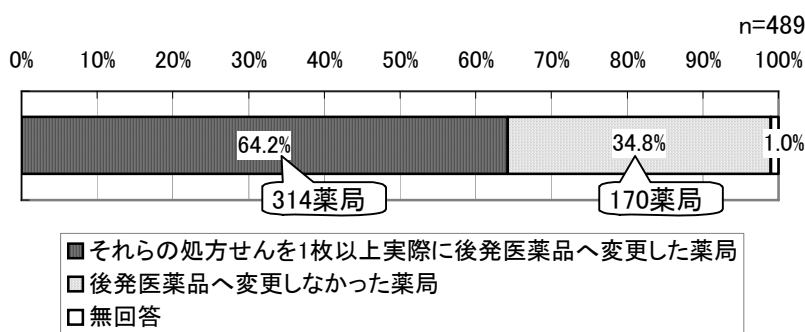
平成 19 年 7 月 1 か月間で、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんの取り扱いが 1 枚以上あった薬局は、83.9%（489 薬局）であった。

図表 14 1 か月間の取り扱い処方せんのうち、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った薬局数の割合（薬局ベース）



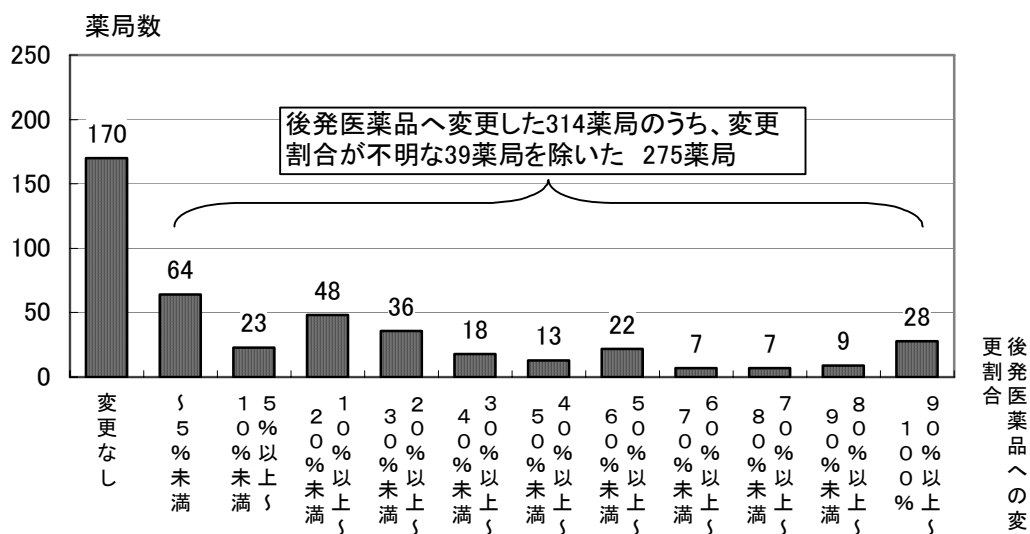
「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんの取り扱いが 1 枚以上あった 489 薬局のうち、「それらの処方せんを 1 枚以上実際に後発医薬品へ変更した薬局」は 64.2%（314 薬局）、「後発医薬品へ変更しなかった薬局」は 34.8%（170 薬局）であった。

図表 15 後発医薬品への変更可欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った薬局（489 薬局）のうち、実際に後発医薬品に変更した薬局数の割合（薬局ベース）



「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った 489 薬局における、後発医薬品への変更可の処方せん（後発医薬品が存在するもの）に占める、実際に後発医薬品に変更した処方せんの割合（変更割合）についてみると、変更割合が「～5%未満」である薬局が 64 薬局ある一方、変更割合が「90%以上～100%」の薬局が 28 薬局あり、ばらつきがみられた。

図表 16 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せんを取り扱った薬局（489 薬局）における、後発医薬品への変更可の処方せん（後発医薬品が存在するもの）に占める、後発医薬品への変更割合別の度数分布（薬局ベース）



### ③ 取り扱い処方せんの状況（平成 19 年 7 月の 1 週間分）

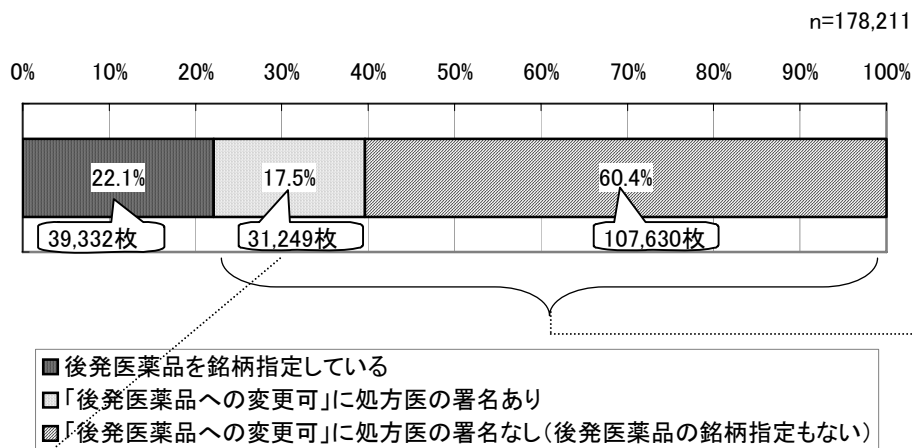
平成 19 年 7 月 23 日から 7 月 29 日の 1 週間分の処方せん（178,211 枚）における、後発医薬品処方状況についてみると、「『後発医薬品への変更可』に処方医の署名等あり」の処方せんは 17.5%（31,249 枚）であった。これは、平成 19 年 7 月 1 か月分の処方せん枚数でみた場合（17.4%）とほぼ同じ割合であった（図表 12 参照）。

また、「後発医薬品を銘柄指定している」処方せんが 22.1%（39,332 枚）であった。この「後発医薬品を銘柄指定している」処方せんを除いた場合には、「『後発医薬品への変更可』に処方医の署名等あり」の処方せんは 22.5%、「署名等なし」の処方せんは 77.5%となった。

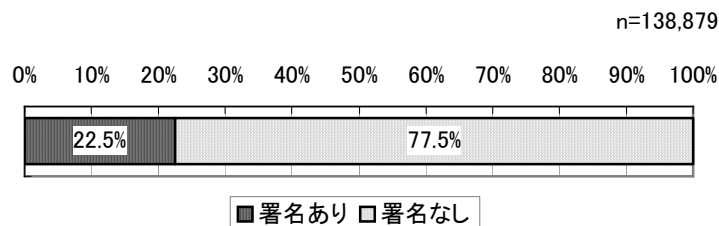
次に、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せん（31,249 枚）における、後発医薬品への変更状況をみると、「後発医薬品に変更した」処方せんが 8.1%であった。これは、平成 19 年 7 月 1 か月分の処方せん枚数でみた場合（8.2%）とほぼ同じ割合であった（図表 13 参照）。また、「後発医薬品に変更しなかった」処方せんは 71.3%であった。このほか、「すべての銘柄について後発医薬品が薬価収載されていないために、後発医薬品に変更することができなかった」処方せんが 11.3%、「後発医薬品の説明を行ったにもかかわらず、患者が希望しなかったために、後発医薬品に変更できなかった」処方せんが 9.2%であった。



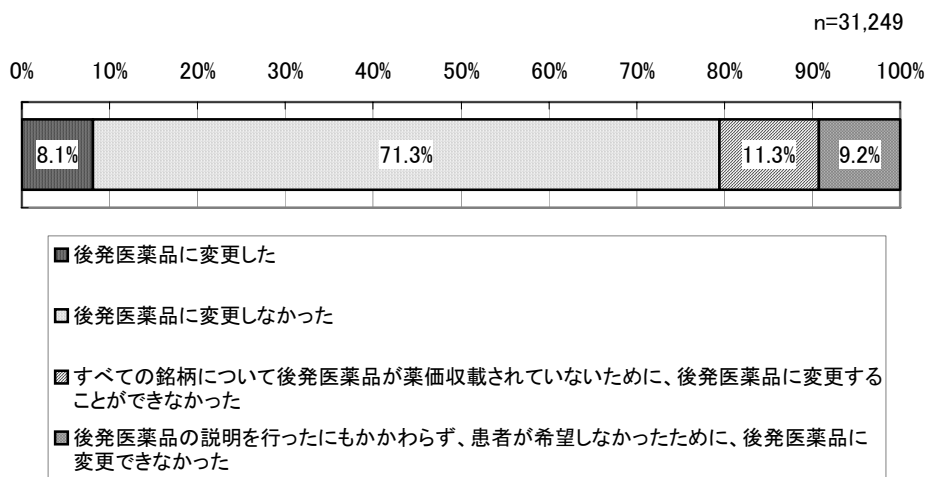
図表 17 平成 19 年 7/23~7/29 の 1 週間分の処方せん (n=178,211) における、  
後発医薬品処方状況 (1 週間分の処方せんベース)



(参考) 後発医薬品を銘柄指定している処方せんを除いた処方せんにおける、  
「後発医薬品への変更可」欄の処方医の署名の有無



図表 18 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がある処方せん (n=31,249)  
における、後発医薬品への変更状況 (1 週間分の処方せんベース)

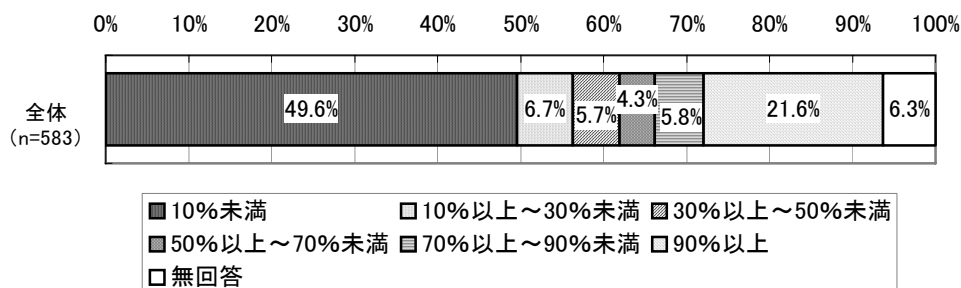


#### ④ 後発医薬品への対応状況（平成 19 年 7 月）

##### 1) 後発医薬品についての説明を行った患者の割合（薬局数ベース）

「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、後発医薬品が薬価収載されている先発医薬品を含む処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての説明を行った患者の割合についてみると、「10%未満」（49.6%）の薬局が最も多かった。一方で、「90%以上」の薬局（21.6%）もあり、ばらつきがみられた。

図表 19 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、後発医薬品が薬価収載されている先発医薬品を含む処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての説明を行った患者の割合（薬局数ベース）

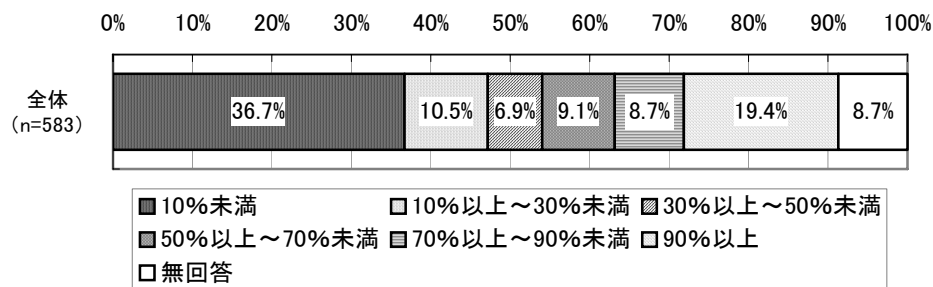


(注) 「後発医薬品についての説明」とは、後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。

2) 後発医薬品についての説明を行った患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合（薬局数ベース）

「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、薬局において後発医薬品についての説明を行った患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合についてみると、「10%未満」（36.7%）の薬局が最も多かった。一方で、「90%以上」（19.4%）の薬局もあり、ばらつきがみられた。

図表 20 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、後発医薬品についての説明を行った患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった患者の割合（薬局数ベース）

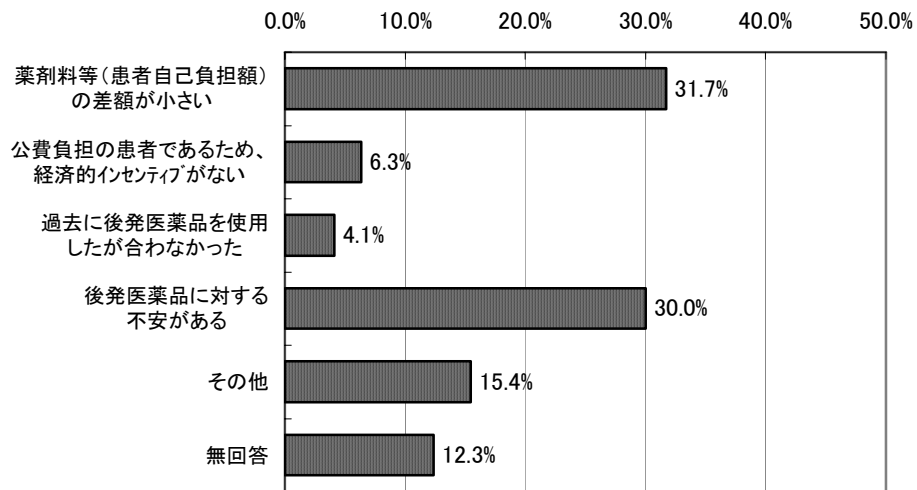


(注) 「後発医薬品についての説明」とは、後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。

3) 後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由

薬局において後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由についてみると、「薬剤料等（患者自己負担額）の差額が小さい」こと（31.7%）が最も多く、次いで「後発医薬品に対する不安がある」（30.0%）こととなった。

図表 21 後発医薬品についての説明を行ったにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由（単数回答、n=583）



(注)・「後発医薬品についての説明」とは、後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。

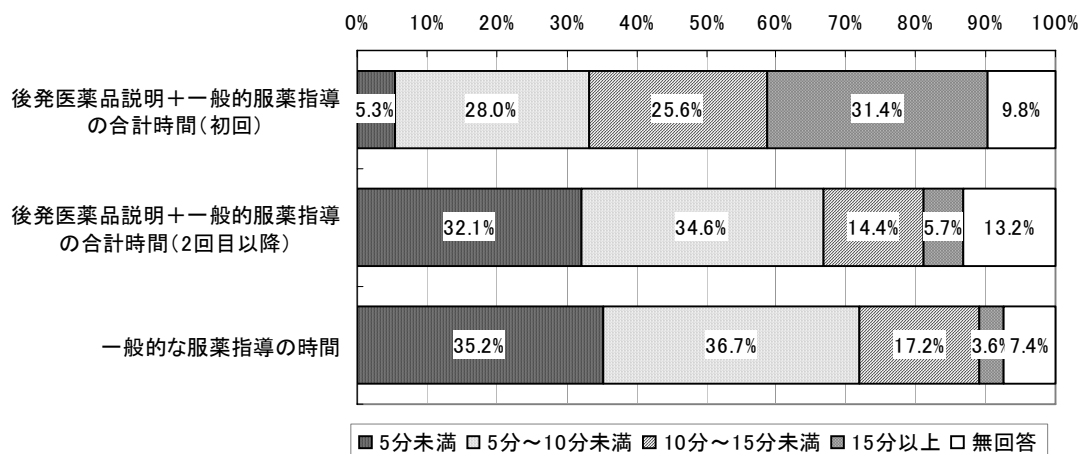
・「その他」の内容として、「後発医薬品の在庫がなく、取り寄せるのに時間がかかる」「飲みなれてる今の薬を変更したくない」「薬剤変更そのものに抵抗がある」「医師から説明を受けていない」等の回答があげられた。

#### 4) 患者 1 人に要する後発医薬品についての平均説明時間

患者 1 人に要する平均説明時間についてみると、初回の患者では、「後発医薬品説明+服薬指導時間の合計時間（後発医薬品についての説明と一般的な服薬指導の両方を行う場合）」についてみると、「15 分以上」（31.4%）が最も多く、次いで「5 分～10 分未満」（28.0%）、「10 分～15 分未満」（25.6%）となった。平均は 11.69 分（標準偏差 7.82、中央値 10.00）であった。

2 回目以降の患者では、「後発医薬品説明+服薬指導時間の合計時間」は「5 分～10 分未満」（34.6%）が最も多く、次いで「5 分未満」（32.1%）となった。平均は 5.84 分（標準偏差 4.25、中央値 5.00）であった。「一般的な服薬指導の時間」の平均が 5.68 分（標準偏差 3.54、中央値 5.00）であることから、2 回目以降の患者の場合、一般的な服薬指導と大きな差異はみられなかった。

図表 22 患者 1 人に要する平均説明時間分布（n=583）



(注) 「後発医薬品説明」：後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。

図表 23 患者 1 人に要する平均説明時間（n=583）

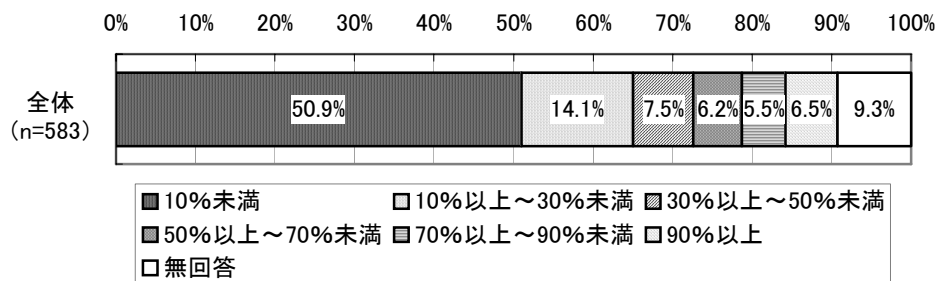
	平均値	標準偏差	中央値
後発医薬品説明+服薬指導時間 初回(分)	11.69	7.82	10.00
後発医薬品説明+服薬指導時間 2 回目以降(分)	5.84	4.25	5.00
一般的な服薬指導時間(分)	5.68	3.54	5.00

(注) 「後発医薬品説明」：後発医薬品と先発医薬品とが同等であること（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額等についての説明などを指す。

5) 在庫がなくて後発医薬品に変更できなかった患者の割合（薬局数ベース）

「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、後発医薬品が薬価収載されている先発医薬品を含む処方せんを持参した患者のうち、当該後発医薬品の在庫がなくて後発医薬品に変更できなかった患者の割合についてみると、「10%未満」（50.9%）という薬局が最も多かった。一方で、「50%以上」という薬局を合計すると18.2%であった。

図表 24 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、後発医薬品が薬価収載されている先発医薬品を含む処方せんを持参した患者のうち、当該後発医薬品の在庫がなくて後発医薬品に変更できなかった患者の割合（薬局数ベース）



## ⑤ 医薬品の備蓄状況（平成 18 年 10 月と平成 19 年 7 月）

医薬品の備蓄状況については、平成 18 年 10 月と平成 19 年 7 月の備蓄医薬品品目数の回答があった 583 薬局を分析対象とした。

### 1) 医薬品の備蓄品目数

備蓄医薬品の全品目数についてみると、平成 18 年 10 月時点では平均 791.0 品目であったが、平成 19 年 7 月時点では平均 842.7 品目となり、6.5%の増加率となった。中央値でも 714.0 品目から 771.0 品目となり、8.0%の増加率となった。

次に後発医薬品の備蓄品目数についてみると、平成 18 年 10 月時点では平均 76.2 品目であったが、平成 19 年 7 月時点では平均 94.4 品目となり、23.9%の増加率となった。中央値でも、50.0 品目から 61.0 品目となり、22.0%の増加率となった。

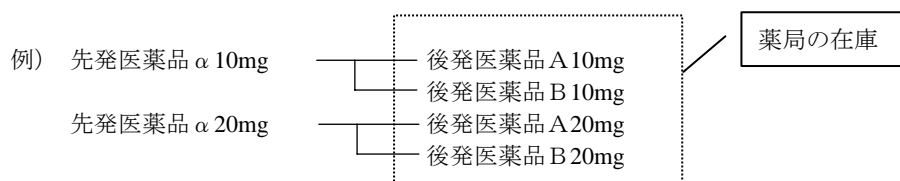
したがって、後発医薬品の備蓄品目数は、医薬品全品目の備蓄品目数よりも増加率としては高いものの、平成 19 年 7 月時点における全品目に占める後発医薬品のシェア（図表 25（B）／（A））は、平均値 11.2%、中央値 7.9%となっており、依然として低い結果となった。

当該薬局において 1 つの銘柄の先発医薬品について複数銘柄の後発医薬品を備えている場合に、その先発医薬品の銘柄数に換算した場合の品目数は、平均 21.9 品目（標準偏差 69.5、中央値 5.0）となった。つまり、先発医薬品 21.9 品目については、保険薬局において複数銘柄の中から調剤する後発医薬品を選択することができるということになる。

図表 25 備蓄医薬品品目数の変化 (n=583)

		平成 18 年 10 月	平成 19 年 7 月	増加率(%)	
医薬品全品目数(A)	平均値	791.0	842.7	6.5%	
	標準偏差	589.7	587.0		
	中央値	714.0	771.0	8.0%	
	うち、後発医薬品の品目数(B)	平均値	76.2	94.4	23.9%
		標準偏差	100.3	99.8	
		中央値	50.0	61.0	22.0%
	うち、複数銘柄の後発医薬品を備えている先発医薬品の品目数	平均値		21.9	
		標準偏差		69.5	
		中央値		5.0	
(B) / (A)	平均値	9.6%	11.2%		
	中央値	7.0%	7.9%		

(注) 「うち、複数銘柄の後発医薬品を備えている先発医薬品の品目数」とは、薬局で1つの銘柄の先発医薬品について複数銘柄の後発医薬品を備えている場合（薬局で後発医薬品を選択できる場合）に、それを先発医薬品の銘柄数に換算した場合の品目数を意味する。



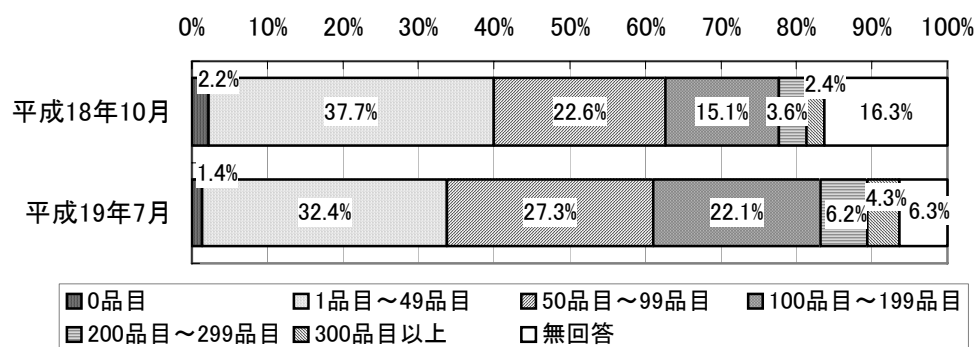
→この場合、薬局において先発医薬品 α 10mg、α 20mgの在庫の有無にかかわらず、後発医薬品 A 10mg、後発医薬品 B 10mg、後発医薬品 A 20mg、後発医薬品 B 20mgの在庫があれば、先発医薬品の品目数は「2品目」となる。



## 2) 後発医薬品の備蓄品目数の変化

平成18年10月と平成19年7月における、後発医薬品の備蓄品目数の変化についてみると、「1品目～49品目」(37.7%→32.4%)の割合が低くなった一方で、「50品目～99品目」(22.6%→27.3%)、「100品目～199品目」(15.1%→22.1%)、「200品目～299品目」(3.6%→6.2%)、「300品目以上」(2.4%→4.3%)はいずれも高くなっており、全体的に、後発医薬品の備蓄品目数が増加した。

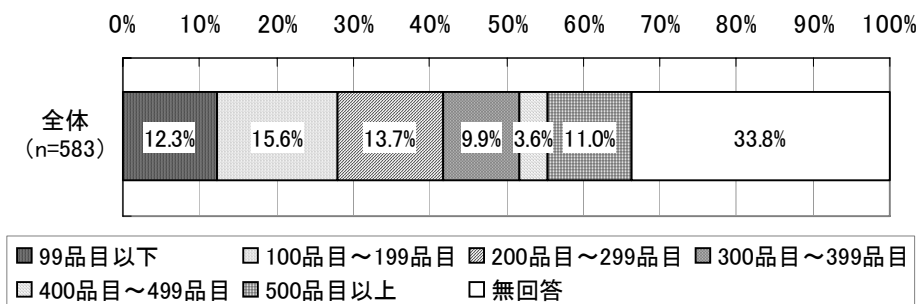
図表 26 後発医薬品の備蓄品目数の変化 (n=583)



3) 在庫がなくて後発医薬品に変更できないケースをないようにするために必要な後発医薬品の備蓄品目数

在庫がなくて後発医薬品に変更できないケースをないようにするために必要な後発医薬品の備蓄品目数についてたずねたところ、「100品目～199品目」(15.6%)が最も多く、次いで「200品目～299品目」(13.7%)、「99品目以下」(12.3%)、「500品目以上」(11.0%)、「300～399品目」(9.9%)と続いた。なお、ここでは「無回答」が33.8%と多かったことに留意する必要がある。

図表 27 在庫がなくて後発医薬品に変更できないケースをないようにするために、必要な後発医薬品の備蓄品目数

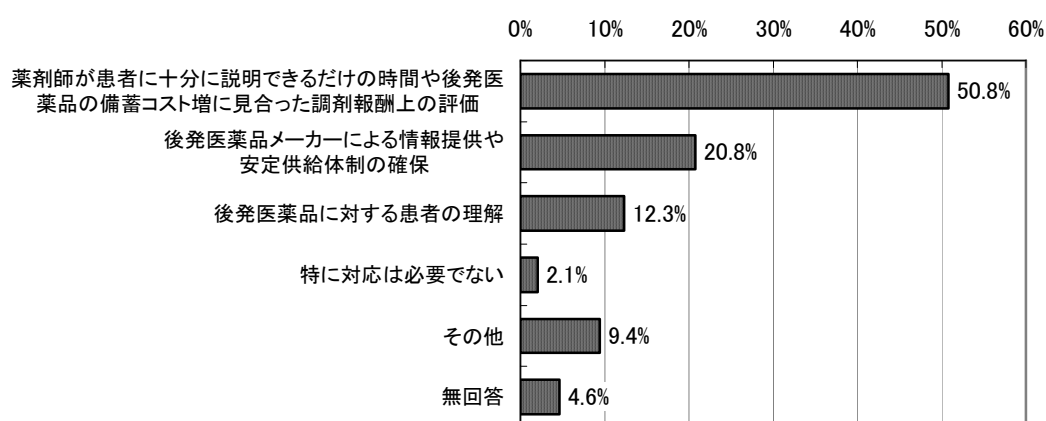


## ⑥ 後発医薬品への変更を進めるための条件

処方せんの「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があったが、後発医薬品に変更しなかったケースについて、今後、薬局の立場として後発医薬品への変更を進めてもよいと思うのは、どのような対応が進んだ場合かをたずねた。

この結果、「薬剤師が患者に十分に説明できるだけの時間や後発医薬品の備蓄コスト増に見合った調剤報酬上の評価」(50.8%)が最も多かった。次いで「後発医薬品メーカーによる情報提供や安定供給体制の確保」(20.8%)、「後発医薬品に対する患者の理解」(12.3%)となった。

図表 28 処方せんの「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があったが、変更しなかった場合について、薬局の立場として後発医薬品への変更を進めるための要件  
(単数回答、n=583)



(注) 「その他」の内容として、「すべての対応が進むことが必要(単数回答では回答できない)」「一般名処方」「後発医薬品の品質確保」等の回答があげられた。

⑦ 後発医薬品に変更して調剤した処方せんに係る薬剤料の状況

ここでは、調査票の「様式2」に記載のあった処方せん1,838枚の薬剤料を対象とした。

平成19年7月23日から7月29日の1週間に、「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、かつ実際に後発医薬品に変更して調剤された処方せん(1,838枚)についてみると、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料は、平均946.0点(標準偏差1,901.8、中央値442.0)であった。一方、実際に調剤した薬剤料は、平均684.6点(標準偏差1,493.2、中央値308.0)であった。

この結果、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合は、平均72.4%(中央値69.7)であった。

図表 29 7/23～29 に後発医薬品に変更して調剤された処方せん(1,838枚)の状況

	平均値	標準偏差	中央値
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料(A) (点)	946.0	1,901.8	442.0
実際に調剤した薬剤料(B) (点)	684.6	1,493.2	308.0
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合(B/A) (%)	72.4%		69.7%

次に、患者一部負担金割合別にみると、後発医薬品に変更して調剤された処方せんの平均薬剤料は、「記載銘柄により調剤した場合の薬剤料」が1割負担で975.6点、3割負担で950.6点であった。一方、「実際に調剤した薬剤料」は、1割負担で753.2点、3割負担で659.6点であった。この結果、記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合は、1割負担で77.2%、3割負担で69.4%であった。

図表 30 患者一部負担金割合別にみた、7/23～29 に後発医薬品に変更して調剤された処方せん(1,838枚)の状況(平均値)

	患者一部負担金割合					
	全体	0割	1割	2割	3割	10割
処方せん枚数(枚)	1,838	131	552	6	1,122	6
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料(A) (点)	946.0	896.1	975.6	142.5	950.6	208.5
実際に調剤した薬剤料(B) (点)	684.6	666.0	753.2	101.3	659.6	176.5
記載銘柄により調剤した場合の薬剤料に占める、実際に調剤した薬剤料の割合(B/A) (%)	72.4%	74.3%	77.2%	71.1%	69.4%	84.7%

(注) 患者一部負担金割合の「全体」には、患者一部負担金割合が不明だった処方せん21枚が含まれる。